

【外来診療にて COVID-19 疑い患者に対してコロナの検査を行い、確定診断後にコロナの症状に係る薬剤を処方した場合】

診療の流れ	医師が診療の上、COVID-19疑いと診断。 検査の必要性を認める。	検査実施	症状や検査結果 等を踏まえて確 定診断。	処方
傷病名	COVID-19疑い		COVID-19	
算定点数	* 初・再診料 * 院内トリージ実施料（診療報酬上臨時的取扱）300点 * 二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的取扱）250点	* 検査実施料 * 検査判断料 * 鼻腔・咽頭拭い液採取		* 処方箋料 * 一般名処方加算 2 * 救急医療管理加算 1（診療報酬上臨時的取扱）（C O V・外来診療）950点
公費の適否	上記全ての点数を「健康保険」にて算定。 （※ 1）	検査実施料、検査判断料を「検査の公費」（※ 2）にて算定。鼻腔・咽頭拭い液採取は「健康保険」にて算定。		上記全ての点数を「宿泊・自宅療養者の公費」にて算定。 （※ 3）

（※ 1） COVID-19 の確定診断より前に行った診療に関する点数は、公費適用とならない。

（※ 2） 検査実施料・検査判断料のみが検査の公費適用となる。そのため、鼻腔・咽頭拭い液採取は健康保険にて算定する。

（※ 3） COVID-19 の確定診断後に行ったコロナに係る診療は、宿泊・自宅療養者の公費適用となる。

【行政機関から無償配布された抗原定性検査キット（薬事承認されているもの）の結果を持参。外来診療にて当該結果等をもとに確定診断を行い、コロナの症状に係る薬剤を処方した場合】

診療の流れ	検査結果が陽性の患者が来院。（※１） 医師が診療の上、COVID-19疑いと診断。	症状や検査結果等を踏まえて確定診断。	処方
傷病名	COVID-19疑い	COVID-19	
算定点数	* 初・再診料 * 院内トリアージ実施料（診療報酬上臨時的取扱）300点 * 二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的取扱）250点		* 処方箋料 * 一般名処方加算 2 * 救急医療管理加算 1（診療報酬上臨時的取扱）（C O V ・ 外 来 診 療）950点
公費の適否	上記全ての点数を「健康保険」にて算定。（※２）		上記全ての点数を「宿泊・自宅療養者の公費」にて算定。（※３）

（※１）「検査結果が陽性＝確定診断」ではない（医師が診療しないと確定診断できない）ため、診療開始時点での傷病名は COVID-19 疑いとなる。

（※２） COVID-19 の確定診断より前に行った診療に関する点数は、公費適用とならない。

（※３） COVID-19 の確定診断後に行ったコロナに係る診療は、宿泊・自宅療養者の公費適用となる。